

特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1962号

特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第1条 特地勤務手当等に関する規則(規則第6-470号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 一般職員給与条例第20条の3第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>新たに給料表の適用を受ける職員となつた者</u>で、<u>新たに給料表の適用を受けることとなつた日</u>(以下「<u>適用日</u>」という。)の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該<u>適用日</u>前から引き続き勤務していたものとした場合に、一般職員給与条例第20条の3第2項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、その特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日(以下「<u>指定日</u>」という。)前3年以内に当該公署に<u>異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたこと</u>に伴つて住居を移転したものとなるもの(次号に掲げるものを除く。)</p> <p>(2) <u>新たに給料表の適用を受ける職員となつた者</u>で、<u>適用日</u>の前日に一般職員給与条例第20条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたものうち、当該<u>適用日</u>前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 一般職員給与条例第20条の3第2項に規定する職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第1号に規定する職員 <u>適用日</u>前から<u>給料表の適用を受ける職員</u>として引き続き勤務していたものとした場合にこの項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</p>	<p>第5条 一般職員給与条例第20条の3第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>法第22条の4第1項の規定による採用(法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下同じ。)</u>をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該<u>採用日</u>前から引き続き勤務していたものとした場合に、一般職員給与条例第20条の3第2項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、その特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日(以下「<u>指定日</u>」という。)前3年以内に当該公署に<u>異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの</u>となるもの</p> <p>(2) <u>法第22条の4第1項の規定による採用をされた職員</u>で、当該<u>採用日</u>の前日に一般職員給与条例第20条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたものうち、当該<u>採用日</u>前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 一般職員給与条例第20条の3第2項に規定する職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第1号に規定する職員 <u>当該職員が同号の採用の日</u>前から<u>定年</u>前再任用短時間勤務職員(法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)として引き続き勤務していたものとした場合に<u>前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる</u></p>

<p>(3) 前項第2号に規定する職員 <u>適用日前から給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該適用日以降支給されることとなる期間及び額</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>期間及び額</p> <p>(3) 前項第2号に規定する職員 <u>当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額</u></p> <p>(4) (略)</p>
--	--

第2条 特地勤務手当等に関する規則の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表第1 (第2条、第3条関係) 特地勤務手当級別区分			別表第1 (第2条、第3条関係) 特地勤務手当級別区分		
所在地	公署	級別区分	所在地	公署	級別区分
(略)	(略)	1級地	(略)	(略)	1級地
南魚沼市	(略) 南魚沼警察署上原駐在所		南魚沼市	(略) 南魚沼警察署上原駐在所 <u>南魚沼警察署茗荷沢駐在所</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	2級地	(略)	(略)	2級地
佐渡市	(略) 佐渡高等学校相川分校 <u>佐渡高等学校両津キャンパス</u>		佐渡市	(略) 佐渡高等学校相川分校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	

(特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(規則第6-1936号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
附則		附則	
1 (略)		1 (略)	
			<u>(暫定再任用職員に関する経過措置)</u>
		2	<u>職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)に対するこの規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第5条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第1号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用(職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第3条第1項第4号に規定する暫定再任用をいう。以下同じ。)」と、同項第2号中「法</u>

(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 2 規則第5条第1項第1号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項、職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第1項若しくは第2項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定（以下「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなった日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）及び暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。）について適用する。
- 3 規則第5条第1項第2号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号）第20条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）」とあるのは「暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）」と、同項第3号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 3 改正後の規則第5条第1項第1号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項、令和4年改正条例附則第3条第1項若しくは第2項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定（以下「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）及び暫定再任用職員について適用する。
- 4 改正後の規則第5条第1項第2号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号）第20条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特地勤務手当等に関する規則及び第3条の規定による改正後の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。